

不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取り扱いについて

1 不登校児童生徒に対する支援の基本的な考え方について

不登校児童生徒の支援に際しては、「学校に登校する」という結果のみの目標とするのではなく、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要がある。不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、その状況によっては不登校の時期が休養や自分を見つめなおす等の積極的な意味をもつことがあることも踏まえ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことが求められる。一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益又は社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要がある、児童生徒の資質や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、適応指導教室「フレンドスクール」やフリースクール等の民間施設、ICTを活用した学習支援など、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行う必要がある。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

2 指導要録上の出席の扱いの趣旨について

不登校児童生徒の中には、先述のように学校外の施設において、相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者や、自宅において ICT 等を活用して学習活動をしている者もいる。この取扱いは、現在、登校を希望しているか否かによらず、そのような児童生徒の努力を学校が評価し、支援するため、一定の要件を満たした上で、校長の判断で指導要録上出席扱いとすることができる。

【参考資料】

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」

(平成29年2月14日 完全施行)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する基本方針」

(平成29年3月31日 文部科学省)

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

(令和元年10月25日 文部科学省)

「(別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取り扱いについて」

(令和元年10月25日 文部科学省)

「(別記2) 不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱いについて」

(令和元年10月25日 文部科学省)

「(別紙) 指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」

(令和元年10月25日 文部科学省)

「(別紙3) 民間施設についてのガイドライン（試案）」

(平成29年2月14日 完全施行)

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 学校、家庭、公的機関や民間施設等（以降、施設という）との関係について

【出席扱いの要件】

- (1) 学校と家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 学校と施設との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

【出席扱いの判断の目安】

- (1) 児童生徒の状況を踏まえ、概ね2週間に1回以上、家庭と連絡を取り状況把握を行う。
- (2) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、概ね月に1回程度通所の状況について把握する。

2 出席扱いとできる施設について

- (1) 八潮市の適応指導教室「フレンドスクール」
- (2) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うフリースクール等民間施設

※八潮市では、「(別紙3) 民間施設についてのガイドライン(試案)」(令和元年10月25日 文部科学省)に基づく施設を対象としています。

【ガイドラインの一部】

- ・法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ・不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている。
- ・受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握を適切に行われている。
- ・指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。
- ・相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもっている。

【留意点】

- (1) 出席簿上の記載については、出席扱いとした日を備考欄に記入すること。
(例) 適応指導教室 7日(2日、9日、12日、16日、19日、23日、26日)
- (2) 指導要録(指導に関する記録)への記載については、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。
(例) 適応指導教室への通室7日、フリースクール等の民間施設への通室5日の場合
「出席の内、適応指導教室7日、〇〇〇(施設名)5日」

不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習を行う場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 I C T 等を活用した学習活動について

- ・ I C T 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方型授業配信やオンデマンド型授業配信）
- ・ 民間企業が提供する I C T 教材を活用した学習（NHK for school 等を含む）
- ・ パソコンやタブレットで個別学習できるシステムを活用した学習
【例】 e ライブラリや AI ドリルなどの I C T 教材を活用した学習
- ・ 学校のプリントや通信教育を活用した学習
【例】 Google クラスルームやスクールタクトで課題提示、紙の学習プリント

2 出席扱いの要件について

- （1）学校と家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- （2）訪問等による対面指導が適切に行われること。
- （3）学習活動は、日本の教育課程に基づく内容であること。
- （4）学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- （5）学習活動の状況等について十分に把握できること。

※ I C T 等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。

3 出席扱いの判断の目安について

- （1）学校と家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

- ・ 学校は本人の現在の状況について把握し、具体的な目標を確認している。
- ・ 学校と家庭で週に 1 回程度の連絡を継続して行うことができる。

- （2）訪問等による対面指導が適切に行われること。

- ・ 対面指導は定期的かつ継続的に行われるものであること。
- ・ 児童生徒の状況を踏まえ、概ね 2 週間に 1 回以上の対面指導が定期的に行われていること。
- ・ 学校の相談室や家庭への訪問、または直接の対面が困難な場合はオンラインによる相談・指導も考えられる。
- ・ 対面指導を行う者としては、教員、学校相談員、S C、S S W などとする。

- （3）学習活動は、日本の教育課程に基づく内容であること。

- ・ 当該児童生徒の心理状態や発達段階、学習の理解に合わせた内容とし、必ずしも当該学年の教育課程に限られたものとしない。

- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。

- ・学習活動は、I C T（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、F A Xなどを活用して提供される学習である。
- ・ある程度の中長期的な計画（月や楽器ごと）、または月や週ごとの計画とする。
- ・事前に学習活動の内容について、学校と家庭との間で計画し、その学習活動を行ったかどうかを確認できるようにする。

【例】保護者や学校の確認欄のある計画表などを作成し、活動状況の確認を行う。

- (5) 学習活動の状況等について十分に把握すること。

- ・対面指導や成果物の確認の他、e ライブラリや AI ドリル、Google クラスルームやスクールタクトでの学習状況の確認でも行うことができることとする。

4 学習活動の成果に係る成績評価について

- ・すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載を行うこととする。
- ・民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うこととする。

※ 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではないが、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」を踏まえ、不登校児童生徒の成績評価が適切に行われるものとする。

5 留意点について

- (1) 不登校児童生徒への支援は、児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があり、それを支援することが目的であるため、自宅における I C T 等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。

- (2) 基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。

※不登校ではない児童生徒を対象としない。

※公的機関や民間施設において相談・指導を受けた場合の出席についてはこの扱いではない。

- (3) 出席扱いの要件を満たしているかどうかに加え、学習内容や学習時間を踏まえて、学校長の判断で出席扱いとする。

- (4) 出席の日数については、保護者の申告や学習成果の確認により、I C T 等による学習活動を行ったことが確認できた日数を出席の日数とする。

(5) 出席簿上の記載については、出席扱いとした日を備考欄に記入すること。

(例) ICT等学習 7日(2日、9日、12日、16日、19日、23日、26日)

(6) 指導要録(指導に関する記録)への記載については、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習を行った旨を記入すること。

(例) 自宅においてICT等を活用した学習を行った日が7日の場合

「出席の内、ICT等学習7日」